（参考様式）（第11条・第13条関係）

意見回答書

作成日　R6年　12月　27日

太陽光発電施設の設置予定場所	塩尻市大字旧塩尻字東山1457-4

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
下から上がってきた場合、見通しが悪くなる可能性がありますので、ミラーの設置等ご検討可能ですか。現時点で既に段差があるため見通しが悪いです。	説明会参加者	現時点では電柱もあるため、角まで設置する予定はございませんが、完成時にそれでも影響があるようでしたらご要望ください。ただ、あの場所は既に見通しが悪いので、区長さんとご相談いただいた方が良いかもしれません。弊社の土地にミラーを設置すること自体は検討可能です。